

○ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成17年10月1日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、ふじみ野市の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに支給方法を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員並びにふじみ野市議会委員会条例（平成17年ふじみ野市条例第159号）第2条に規定する常任委員会（同条第2項第5号に掲げる予算・決算常任委員会を除く。）及び同条例第4条に規定する議会運営委員会（以下これらを「委員会」という。）の委員長及び副委員長（以下「議長、副議長等」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 464,000円

副議長 〃 410,000円

議員 〃 382,000円

委員長 〃 396,000円

副委員長 〃 390,000円

第3条 議長、副議長、委員長及び副委員長には選挙又は選任されたその日から、議員にはその職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長、委員長及び副委員長がその職を離れたときはその日の前日まで、議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外ときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

第4条 議員報酬の支給日は、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあつては、その際に支給することができる。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費については、別に定めるところによる。

(期末手当)

第6条 議長、副議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内

に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和28年上福岡市条例第32号）又は議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和49年大井町条例第37号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた支給又は弁償すべき理由を生じた報酬若しくは費用弁償については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第6条第2項各号に定める在職期間の適用については、合併前のそれぞれの議会の議員としての在職期間を通算する。

（平18条例20・旧第4項繰上）

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成21年6月に支給する議長、副議長等の期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。

（平21条例22・追加）

附 則（平成18年条例第20号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第40号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第36号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年条例第14号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年条例第42号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28

年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年条例第50号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から、第3条の規定は同年5月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和元年条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 2 年条例第 4 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 2 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 3 0 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 5 年条例第 4 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 6 年条例第 2 9 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づい

て支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和 7 年条例第 2 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。